

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月19日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道福寺永池地区	多度津町産業課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堀江大畑地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）三井東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下長井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）柏池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山階海田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）山階上地区	〃